

十和田湖冬物語出店者委員会 設置要綱

(設置)

第1条 十和田湖冬物語における雪あかり横丁の開催及び振興を図り、出店者相互の連絡調整を図るため、十和田湖冬物語実行委員会（以下、「実行委員会」という。）の中に、十和田湖冬物語出店者委員会（以下、「出店者委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 出店者委員会は、次の事項を協議する。

- (1) 出店のルールに関する事
- (2) 出店者の可否に関する事
- (3) その他、雪あかり横丁に関する事

(組織)

第3条 出店者委員会は、委員をもって組織し、常任委員と年限委員を置く。

- 2 常任委員は、別表に掲げるものとする。
- 3 常任委員の任期は、就任の属する年度から翌年度の末日までとする。
- 4 常任委員の選出は、常任委員の全会一致で承認するものとする。
- 5 年限委員は、その年度の出店者と認められた者とする。
- 6 年限委員の任期は、就任の属する年度の年度限りとする
- 7 常任委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 出店者委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、常任委員の互選により定める。
- 3 委員長は、出店者委員会の事務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する者がその職務を代理する。

(委員長)

第5条 出店者委員会に、副委員長を2名置く。

2 副委員長は、常任委員の互選により定め、常任委員より1名、年限委員より1名を選出する。

3 副委員長の任期は、就任の属する年度限りとする。

(会議)

第6条 出店者委員会の会議は、委員長が必要に応じて召集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、一般社団法人十和田奥入瀬観光機構において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年10月18日から施行する。

別表1（第3条関係）

常任委員名簿

名称	代表者
レストランたかさご屋	高瀬 宗明
信州屋	鈴木 章悦
お食事とお土産の店 もりた	森田 一成
きりたんぼ茶屋 いっぷく	下山 政和
とわだこ賑山亭	宮 信